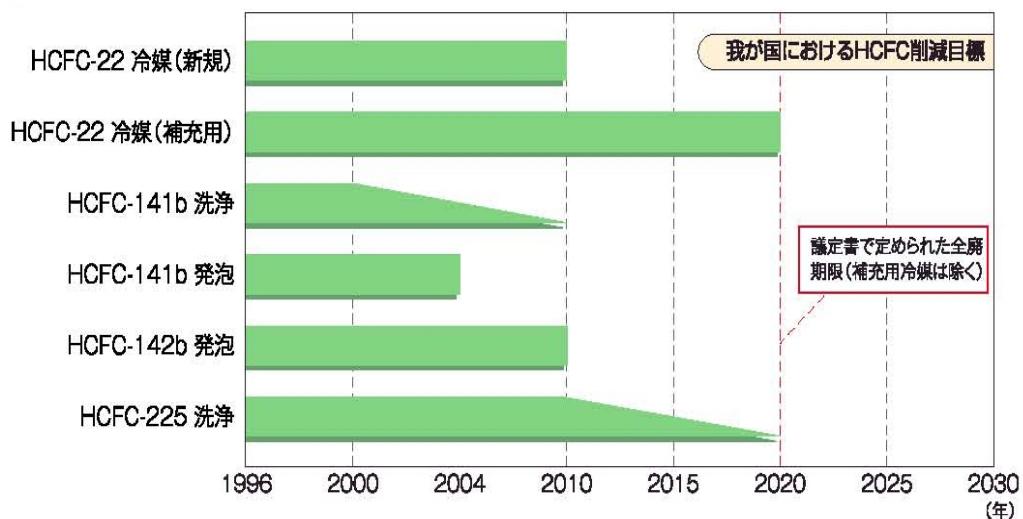


## モントリオール議定書に基づく規制スケジュールについて

### 1. 我が国におけるオゾン層破壊物質の削減

我が国は、モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の削減を着実に進めており、CFC、ハロン(1993年末)、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタンの生産・消費を1995年末に全廃した。

HCFCについては、2007年の議定書締約国会合で、先進国の消費削減幅の深掘り及び生産の段階的削減・全廃等を決定。これを受け、我が国は2010年からHCFCの生産・消費量を基準量比75%以下に削減することとし、国内対策としては、2009年末までにHCFC-22の新規冷媒用途、HCFC-141bの洗浄用途、HCFC-142bの発泡用途について全廃することとしている。



### 2. 開発途上国におけるオゾン層破壊物質の削減

モントリオール議定書上、開発途上国は削減が猶予されており、CFC等主要なオゾン層破壊物質は2009年末までに生産・消費を全廃することとしている。我が国は、開発途上国との基礎的需要を満たすため一定量を製造していたが、これら物質の輸出向け製造も2009年末で全廃する。

規制物質	規制開始	全廃期限	基準量
CFC(CFC-11等)	1999年	<b>2010年</b>	1995～1997年の平均消費量
ハロン	2002年	<b>2010年</b>	1995～1997年の平均消費量
その他CFC	2003年	<b>2010年</b>	1998～2000年の平均消費量
四塩化炭素	2005年	<b>2010年</b>	1998～2000年の平均消費量
1,1,1-トリクロロエタン	2003年	2015年	1998～2000年の平均消費量
HCFC	2013年	2030年	2009～2010年の平均消費量
臭化メチル	2002年	2015年	1995～1998年の平均消費量